

空き家を放置する危険性



空き家の管理を怠ると、景観悪化、不法侵入や放火などのほかに、老朽化による倒壊などのリスクも高まります。



▲庭木が繁茂し、前面道路や隣家に越境している。見通しが悪くなり、交通事故にもつながる可能性がある



▲瓦や壁が一部崩れた状態で放置されている。隣人や通行人の身に危険を及ぼしかねない

危険な空き家を生まないために

空き家は定期的に管理と点検をすることで、老朽化を防ぎ、周囲に及ぼす危険を回避することができます。また、将来、家や土地を相続する家族が、「家財整理が大変」、「相続したが、家や土地に関して何も知らない」など、困ることのないよう、今できることから空き家対策を始めましょう。

整理する

家の中の不用品を処分するなど、少しずつ整理をしておきましょう。また、エンディングノートを作成するなど、家族や親族に伝えておきたいことを書き記しておきましょう。

話し合う

あなたの所有する土地、家、家財のことなど、家族や親族に伝えておきましょう。

管理・点検する

	作業	内容
家の内部	通風・換気	・全ての窓や収納扉の開放 ・換気扇の運転
	通水	・各蛇口の通水 ・各排水溝に水を流す (防臭・防虫のため)
	掃除	簡単に掃除
	点検	雨漏りや設備に水漏れなどがないか確認
家の外部	草取り・せん定	草取り、越境している枝やツルのせん定
	敷地内の掃除	落ち葉やごみの掃除
	郵便物整理	ポストや玄関を確認し、郵便物を整理
	点検	建物に傷みがないか確認

空き家に関するセミナー

市では、エンディングノートの書き方、空き家の片付け方などを知ることができるセミナーを市民センターなどで実施しています。参加者からは、「少しずつ片付けようと思った」、「エンディングノートを記入することで、自分を見つめ直す良い機会になった」といった感想がありました。詳しくは住宅政策課まで問い合わせてください。



エンディングノートとは
自分の思いや残された人に伝えたいことなどを自由に書き記すことができるノートです。



▲座学だけではなく、カードを使って衣類の片付けを疑似体験するゲームなど、ワークショップもあります



相続登記の申請が義務化

不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。これにより、原則、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行わなければいけません。

※戸建、長屋建、共同住宅を対象とし、長屋建、共同住宅は1住戸ごとに調査を行っています

先祖父代々受け継いできた家も自ら建てた家も、大切な資産です。まずは自分が今所有する家や今後受け継ぐかもしれない家に関心を持って、未来に向けた準備をしておきましょう。

問い合わせ 住宅政策課 ☎9187

空き家を考える

大切な家族のために今できることを



空き家とは、人が住んでいないことが常態化（概ね1年以上）している家のことをいいます。総務省が発表した住宅・土地統計調査（※）では、全国の空き家数は約900万戸（令和5年10月1日時点）と発表されており、住宅総数に占める割合（空き家率）は、過去最高の13・8％で、7戸に1戸は空き家ということになります。このうち、賃貸・売買用および二次的住宅を除く、使用目的のない空き家は約385万戸で、住宅総数に占める割合は5・9％となっています。

廿日市の空き家総数は、同調査によると、6750戸で、そのうち使用目的のない空き家は半数以上を占める4080戸となっています。（平成30年10月1日時点）これらの空き家の中には、腐朽・破損があり、活用が困難なものもありますが、簡単な手入れによって有効活用できるものも多くあります。